

## 特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター 運営細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター定款（以下「定款」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (役員を選任)

第2条 定款第13条に規定する理事は、定款第6条第1号に規定する正会員の中から選任するものとし、次のような構成とする。

- (1) 市民(利用者)代表
- (2) 福祉サービス事業者代表
- (3) 公益・学識者代表
- (4) 評価調査者代表

2 市民(利用者)代表及び福祉サービス事業者代表については、評価を行う福祉サービスの種別に応じて選任するように努めるものとする。

3 定款第15条第2項に規定する理事長代理の順序は、理事長の指名により理事会の承認を得る。

4 定款第13条第2項に規定する役職に加え、理事長の指名により、理事長を補佐し、法人の日常業務を統括する役割として常務理事を置くことができる。

### (評価調査者)

第3条 定款第5条に掲げる事業を実施するため、評価調査者を置く。

2 評価調査者は、以下の4種とし、任命及び解任は、事務局長の推薦のもと、理事会の承認を得ることとする。

- ① 公募による市民評価調査者
- ② 兵庫県第三者評価推進機構の養成研修を終了した兵庫県福祉サービス評価調査者
- ③ 兵庫県第三者評価推進機構の養成研修を終了した兵庫県地域密着型サービス評価調査者
- ④ 全国社会福祉協議会の養成研修を終了した社会的養護関係施設評価調査者

なお、②～④の評価調査者は、第4項の研修を終了することにより、①の評価調査者を兼務することが出来る。

3 評価調査者は、定款第6条第1号に規定する正会員とならなければならないものとする。

4 評価調査者は福祉サービス事業所等の実地評価に当たり、当機構が別に定める研修を修了しなければならない。

5 評価調査者の報酬及び実費支弁については別に定める。

(主任評価者)

第4条 定款第5条に掲げる事業を実施するため、主任評価者を置く。

- 2 主任評価者は、以下の要件のいずれかを満たす評価調査者の中から、理事長の推薦のもと、理事会において選任する。
  - ① 当法人の評価調査者として、5年以上継続して活動していること
  - ② 20事業所以上の評価調査に携わった実績を有していること
  - ③ 全国社会福祉協議会の福祉サービス評価調査者指導者研修を終了した者
- 3 主任評価者は、事務局の依頼に基づいて、以下の業務にあたるものとする。
  - ① 評価調査者の育成指導に関わる業務
  - ② 評価結果報告書の作成及び評価決定に関わる業務
  - ③ 評価基準の作成にかかわる業務
- 4 主任評価者は、業務の実施に当たり、当機構が別に定める研修を受講しなければならない。
- 5 主任評価者の報酬及び実費支弁については別に定める。

(評価審査委員会)

第5条 定款第5条の事業を実施するため、評価審査委員会を設置する。

- 2 評価審査委員会の委員は、中立な立場の学識経験者、福祉サービス事業者、利用者及びその家族をもって3名以上で構成し、理事長の推薦のもと、理事会において選任する。
- 3 理事長は、評価事業を実施するにあたり、年1回以上、評価審査委員会を招集し、評価事業の実施状況を報告するとともに、評価事業の適正及び推進に関して意見を徴するものとする。
- 4 評価審査委員会は、地域密着型サービス第三者評価事業にかかる評価結果に対して異議のある事業者からの意見に対して、専門的な観点から審査を行う必要がある場合に開催する会議を兼ねるものとする。

(顧問・諮問委員)

第6条 定款に定める役員のほかにこの法人の相談役として顧問及び諮問委員を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事歴任者、諮問委員は、学識経験者、関係行政機関、またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、法人の運営に関して理事長の諮問に答え、理事長または理事会等に対して意見を述べることができる。諮問委員はこの法人の事業に関して理事長の諮問に答え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問、諮問委員の委嘱期間は、2年とし、再任は妨げない。

(サービス研究会)

第7条 定款第5条の事業を実施するため、サービス研究会を設置する。

2 サービス研究会は、個人の参加の意思に基づき、定款第6条に規定する会員、福祉関係従事者及び理事会の推薦を受けた者によって構成するものとする。

3 サービス研究会は、当法人の目的を達成するために、福祉サービスの質の向上及び地域包括ケアの推進について、多様な立場からの意見交換、研究を行うことを目的とし、年1回以上開催する。

(その他)

第8条 この細則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

この細則の改定については、理事会の決議をもって行う。

附 則

この細則は、法人の設立日をもって施行する。

令和2年3月25日 改訂